<移住支援金 支給要件>

1 移住に関する要件

- (1) 移住元に関する要件
- ①住民票を移す直近10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住。

または

住民票を移す直近10年間のうち、通算5年以上、東京圏(※1)のうちの条件不利地域(※2)以外の地域に 在住し、東京23区内への通勤(※3)をしていたこと。

②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住。

または

住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏(※1)のうちの条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(※3)をしていたこと。

- (2) 移住先に関する要件
- ①移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- ②移住支援金の申請日から5年以上、厚岸町に継続して居住する意思があること。
- (3) その他の要件
- ①暴力団員等でないこと。
- ②日本人または外国人(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの 在留資格を有する)であること。
- ③北海道または厚岸町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- ④町税等の滞納がないこと。

2 就職に関する要件

- (1) 一般の就職の要件
- ①勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ②就業先が、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ③ 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ④週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ⑤求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (2) 専門人材の要件

(プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した者)

- ①勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ②週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ③当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

3 テレワークに関する要件

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、 移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

4 起業に関する要件

1年以内に北海道が実施する「地域課題解決型起業支援事業費補助金」の交付決定を受けていること。

関係人口に関する要件

厚岸町に居住したことがある又はふるさと納税をしたことがあり、下記の要件の①~④又は⑤に該当するこ

- ①3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めていない法人へ就業していること。
- ②週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ③当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤それまで事業を営んでいなく、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、 新たに事業を開始したこと。

6 世帯に関する要件

- (1) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団員等でないこと。

【移住支援金の対象について】

- ①「1 移住に関する要件」の全てに該当すること。
- **②「2 就職に関する要件|「3 テレワークに関する要件|「4 起業に関する要件|**
 - 「5 関係人口に関する要件」のどれかに該当すること。
- ※世帯の場合は、「6 世帯に関する要件」に該当すること。
- ⇒①と②を満たした場合、移住支援金の対象となる。

<注釈>

※1 東	京圏
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	
※2 条件不利地域の市町村	
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村
※3. 通勤	

雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。